

青森県報

第三千六十号

平成二十一年
三月十六日
(月曜日)

目 次

家畜伝染病検査の実施	右	(畜産課)	一
同	同	同	二
同	同	同	三
同	同	同	四
同	同	同	五
同	同	同	六
同	同	同	七
同	同	同	八
同	同	同	九
同	同	同	十
同	同	同	十一
同	同	同	十二
同	同	同	十三
同	同	同	十四
同	同	同	十五
同	同	同	十六
同	同	同	十七
同	同	同	十八
同	同	同	十九
同	同	同	二十
同	同	同	二十一
同	同	同	二十二
同	同	同	二十三
同	同	同	二十四
同	同	同	二十五
同	同	同	二十六
同	同	同	二十七
同	同	同	二十八
同	同	同	二十九
同	同	同	三十
同	同	同	三十一
同	同	同	三十二
同	同	同	三十三
同	同	同	三十四
同	同	同	三十五
同	同	同	三十六
同	同	同	三十七
同	同	同	三十八
同	同	同	三十九
同	同	同	四十
同	同	同	四十一
同	同	同	四十二
同	同	同	四十三
同	同	同	四十四
同	同	同	四十五
同	同	同	四十六
同	同	同	四十七
同	同	同	四十八
同	同	同	四十九
同	同	同	五十
同	同	同	五十一
同	同	同	五十二
同	同	同	五十三
同	同	同	五十四
同	同	同	五十五
同	同	同	五十六
同	同	同	五十七
同	同	同	五十八
同	同	同	五十九
同	同	同	六十
同	同	同	六十一
同	同	同	六十二
同	同	同	六十三
同	同	同	六十四
同	同	同	六十五
同	同	同	六十六
同	同	同	六十七
同	同	同	六十八
同	同	同	六十九
同	同	同	七十
同	同	同	七十一
同	同	同	七十二
同	同	同	七十三
同	同	同	七十四
同	同	同	七十五
同	同	同	七十六
同	同	同	七十七
同	同	同	七十八
同	同	同	七十九
同	同	同	八十
同	同	同	八十一
同	同	同	八十二
同	同	同	八十三
同	同	同	八十四
同	同	同	八十五
同	同	同	八十六
同	同	同	八十七
同	同	同	八十八
同	同	同	八十九
同	同	同	九十
同	同	同	九十一
同	同	同	九十二
同	同	同	九十三
同	同	同	九十四
同	同	同	九十五
同	同	同	九十六
同	同	同	九十七
同	同	同	九十八
同	同	同	九十九
同	同	同	百

告 示

青森県告示第四百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの（生後九十日未満のものを除く。）

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後九十日未満のものを除く。）

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については凝集反応検査（急速凝集反応）、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第四百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ヨーニン検査又はスクリーニング法
エライザ法による検査

青森県告示第百四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、
次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づき届出の対象となる牛

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、
次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

3 実施区域内で競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬

4 実施区域内で飼育又は放牧等している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、
次のとおり馬パラチフス検査を受けることを命ずる。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬バラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応（急速凝集反応）

青森県告示第百五十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性子宮炎検査を受けることを命ずる。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性子宮炎発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び細菌検査

青森県告示第百五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚コレラ検査を受けることを命ずる。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚コレラの発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百五十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オーエスキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百五十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応（急速凝集反応）

青森県告示第百五十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、

次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百五十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百五十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生の予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百五十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、

次のとおり牛の薬浴を受けることを命ずる。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

牛体ダニ駆除（タイレリア病発生予防）のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で放牧されている牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 薬浴の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、噴霧又はプアオン

青森県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年四月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

1	国 道	一〇四号	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			三戸郡田子町大字原字四日市四三の一から 三戸郡田子町大字石亀字亀ノ下七六まで	前 後	二九・五〇メートルから 二九・三〇メートルまで 二九・三〇メートルから 二九・三〇メートルまで	五二二・二〇メートル 五二二・二〇メートル	

青森県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年四月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇四号	三戸郡田子町大字原字四日市四三の一から三戸郡田子町大字石亀字亀ノ下七六まで	平成三・三・一六

青森県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業の事業計画の変更を平成二十一年三月六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
八戸市
 - 二 都市計画事業の種類
八戸都市計画公園事業（五・五・一五 子どもの国）
 - 三 事業施行期間
昭和五十六年四月二十五日から平成二十六年三月三十一日まで
 - 四 事業地
- 1 収用の部分
変更なし

2 使用の部分
変更なし

教育委員会

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十六日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則（昭和三十六年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第九号中

青森県教育委員会規則

職氏名

第 四 号

を 改める。

青森県教育委員会教育長 殿

青森県立 学校長 氏 名

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十六日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

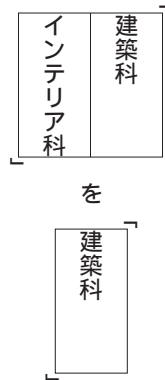
青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

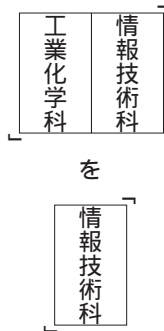
別表第一青森県立名久井農業高等学校の項中



に改め、同表青森県立青森工業高等学校の項中



に改め、同表青森県立八戸工業高等学校の項中



に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 青森県立名久井農業高等学校の生活科学科、青森県立青森工業高等学校のインテリア科及び青森県立八戸工業高等学校の工業化学科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、施行日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭